

防火安全対策と消防法令等について

1 出火原因と出火防止対策について

(1) 主な出火原因（速報値）

ア 全国の火災（令和7年1月1日から令和7年6月30日まで）

令和6年中の全国の火災件数は21,525件で、そのうち建物火災は11,455件でした。

建物火災11,455件中の主な出火原因を件数順にみると、「こんろ」1,454件（12.7%）、「電気機器」1,065件（9.3%）、「たばこ」947件（8.3%）、「配線器具」825件（7.2%）、「放火（疑いを含む。）」767件（6.7%）、「ストーブ」691件（6.0%）、「電灯電話等の配線」572件（5.2%）となっています。

イ 横浜市内の火災（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

令和7年中の横浜市内の火災件数は780件で、そのうち建物火災は495件でした。

建物火災495件中の主な出火原因を件数順にみると、「こんろ」90件（18.2%）、「電気機器」78件（15.8%）、「たばこ」68件（13.7%）、「放火（疑いを含む。）」58件（11.7%）、「配線器具」38件（7.7%）となっています。

(2) 出火防止対策

ア こんろ火災

こんろにかけた天ぷら鍋を放置し、火災になるケースが増えています。こんろ火災を予防するために、次のことに注意してください。

(ア) 電話や来客などで少しの間でもこんろから離れる際は、必ず火を消すようにしましょう。

(イ) こんろの周囲は常に整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。また、こんろ及びその周囲を定期的に清掃しましょう。

(ウ) こんろやゴム管などは、定期的に点検しましょう。

(エ) 使用しないときは、必ずガスの元栓を閉めるようにしましょう。

(オ) ガステーブルの奥の物を取ろうとして、ガスこんろの上に手を伸ばした際、火が着衣の袖に着火する事例もあるので注意しましょう。

(カ) Siセンサーコンロ※（安全装置付きこんろ）の使用を検討しましょう。

※ 油の温度を感知し鍋底の温度が250℃になると自動的に消火して、油の発火を防ぐ『調理油過熱防止装置』のほか、『立ち消え安全装置』、『消し忘れ消火機能』などの機能があります。



短い時間でも離れるときは、スイッチOFF



こんろ周りに燃えやすい物を置かない

イ 放火火災

放火（疑いを含む。）火災は、日が沈む夕方から人が睡眠する深夜にかけて多く発生するという特徴があります。

(ア) 放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「放火されない、放火させない環境づくり」に努めることが大切です。

(イ) ごみは決められた日の朝決められた場所に出すようにしましょう。



建物の周りに燃えやすい物を置かない

ウ たばこ火災

何気なく吸っているたばこの温度は約700℃あります。ちょっとした不注意が火災につながります。

(ア) 寝たばこは、絶対にやめましょう。

(イ) 灰皿の中には水を入れておき、吸い終わったら、火を完全に消すようにしましょう。また、周りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。

(ウ) 灰皿にたまった吸い殻はこまめに捨ててください。また吸い殻を捨てるときは、火が完全に消えているのを確認してから捨てましょう。

エ 電気機器等の火災

電気機器・配線器具等に起因する火災が増えています。

(ア) コンセントやプラグからの出火（トラッキング現象）

コンセントやプラグにたまるほこりや湿気により出火することがあります。コンセントやプラグはいつもきれいにしておきましょう。

(イ) たこ足配線による出火

テーブルタップは、許容電流が決められており、これを超えて使用すると熱をもち、火災が発生することがあります。たこ足配線は止めましょう。

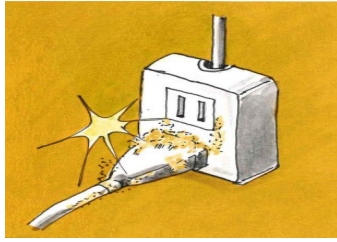
(ウ) 電気コードからの出火

コードが家具などの下敷きになっていたり、押しつけなどにより傷ついたまま使用していたりすると、発熱し火災につながるおそれがあります。電気コードは、上に重い物を置いたり、無理に曲げたりしないようにしましょう。

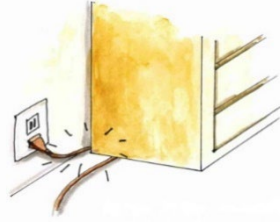
(エ) リチウムイオンバッテリーからの出火

強い衝撃や圧力を加えたり、高温の環境に放置したりすると、発熱し火災につながるおそれがあります。詳しくは、横浜市のウェブサイトから「電気火災」（横浜市トップページ>防災・救急>消防>生活安心情報>火災を防ぐには>電気火災）を御確認ください。

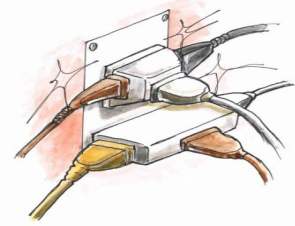
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/seikatsu/fusegu/dennkikasai.html>)



トラッキング現象



電気コード短絡



たこ足配線

オ ストーブ火災

ストーブを原因とする火災は、12月から3月までの間にかけて増加する傾向にあります。また、電気ストーブからの出火も多くなっています。

(ア) ふとん・座ぶとん・寝具類等への着火

ストーブをつけたまま寝てしまい、寝返りを打った際に掛けぶとんがストーブに触れて出火してしまった事例があります。寝るときやその場を離れるときは、必ずストーブを消しましょう。

(イ) 衣類への着火

ストーブの上方に洗濯物を干し、洗濯物がストーブ上に落下し出火したり、ストーブ近くに燃えやすい物があり、加熱されて出火してしまったりする事例があります。

ストーブの上方や近くに洗濯物を干すことは危険です。また、ストーブの周りは常に整理整頓しておきましょう。

(ウ) 給油に起因する出火

ストーブを点けたまま給油タンクに給油し、蓋の閉まりが不完全だったため、蓋がはずれ灯油が燃焼筒にかかり出火したり、石油ストーブに誤ってガソリンを給油して、出火してしまったりする事例があります。

給油時は、必ずストーブを消火し、給油後は蓋がしっかりと閉まっていることを確認しましょう。また、給油の際は、燃料の入れ間違いに注意してください。

(エ) スプレー缶からの出火

ストーブの近くに置かれたスプレー缶が熱せられ破裂したり、ストーブの近くでスプレー缶を噴射したことにより、ストーブから火が上がり、周囲にあった物に着火したりする火災が発生しています。

ストーブの近くに、スプレー缶を置くことは絶対にやめましょう。また、ストーブを使用しているときは、スプレー缶を使用しないようにしましょう。



ストーブ上部に洗濯物を干さない



ストーブの周りに可燃物を置かない



2 社会福祉施設等に必要となる消防用設備等と防火管理者等について

(1) 用途区分について

消防法令では、防火対象物（建築物）を用途ごとに区分し、構造や規模等に応じて、消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置を義務付けています。

用途区分は、消防法施行令別表第1（以下「令別表第1」という。）に定められています。高齢者施設や障害者施設等は令別表第1（6）項ロ又は（6）項ハのいずれかに分類されます（訪問介護を行う方の拠点となる事務所のみの場合は、一般的に令別表第1（15）項（その他の事業所）に分類されます。）。

(2) 令別表第1（抜粋）と必要な消防用設備等の一部

次の表はあくまで一部ですので、これ以外の消防用設備等の設置が必要な場合があります。また、様々な用途が混在する防火対象物（建築物）では、全体に消防用設備等が必要となる場合があります。

一般住宅（戸建て住宅）は、令別表第1に掲げる防火対象物（建築物）に該当しませんが、一般住宅（戸建て住宅）をデイサービスなど的高齢者施設に改装した場合には、令別表第1に掲げる防火対象物に該当します。令別表第1（5）項ロに該当する共同住宅（マンション等を含む。）を、デイサービスなど的高齢者施設に改装した場合にも、令別表第1（6）項ロ又はハに該当するため、新たに消防用設備等が必要となる場合があります（他の用途が混在する場合には、令別表第1（16）項の複合用途防火対象物に該当する場合があります。）。

令別表第1（抜粋）と設置が必要となる消防用設備等の一部

区分	種類	要件	消火器	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置
(6)項 ロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設		全て	全て（一定の構造であるものを除く。）	全て	全て（自動火災報知設備と連動）
	軽費老人ホーム、 <u>有料老人ホーム（※1）</u>	<u>避難が困難な要介護者を主として入居させるもの（※2）に限る。</u>				
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	<u>避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの（※3）に限る。</u>				
	<u>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（※4）</u>	① <u>避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として（※5）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ（病院・診療所等）を除く。）</u> ② <u>避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として（※5）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ（病院・診療所等）を除く。）</u>				
(6)項 ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、老人デイサービス事業を行う施設		150㎡以上	6,000㎡以上 他	利用者を入居又は宿泊させるものは全て（それ以外は300㎡以上）	500㎡以上
	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	(6)項ロ(1)を除く。				
	<u>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（※4）</u>	<u>老人に対して、業として（※5）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ（病院・診療所等）及び(6)項ロ(1)を除く。</u>				

※1 有料老人ホーム

サービス付高齢者向け住宅その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等についても、有料老人ホームとして扱われることがあります。

※2 避難が困難な要介護者を主として入居させるもの

避難が困難な要介護者（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）の割合が施設全体の定員の半数以上など。

※3 避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの

避難が困難な要介護者（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）の判断の目安

- ① 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。
- ② 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。

※2及び※3

入居又は宿泊の状況について利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として3か月程度以上の一定期間の実績により確認することがあります。

消防職員が検査で伺った際に利用者の要介護状態区分や利用日数等を質問させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

※4 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

想定される施設は、いわゆる「お泊りデイサービス」や「看護小規模多機能型居宅介護事業を行う施設」です。

※5 業として

報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含みます。

(3) 防火管理者の選任及び消防計画の作成について

ア 防火管理講習（※1）修了者等の中から防火管理者を選任し、その旨の届出が必要となる施設は、以下のとおりです。

(ア) 令別表第1(6)項ロ又は(6)項ロに掲げる用途部分が存する防火対象物（建築物）の場合

防火対象物（建築物）全体の収容人員（※2）が10人以上

(イ) 令別表第1(6)項ハ又は(6)項ハに掲げる用途部分が存する防火対象物（建築物）の場合（(ア)を除く。）

防火対象物（建築物）全体の収容人員が30人以上（※3）

イ 防火管理者の選任及び届出は、管理権原者ごとに必要となります。例えば、テナントビルの一部で令別表第1(6)項ハに分類される事業を行っている場合、御自身の事業所の収容人員が9人であったとしても、防火対象物（建築物）全体の収容人員が30人以上であれば、それぞれの管理権原者ごとに防火管理者を選任し届出が必要となる場合があります。

ウ 防火管理者の選任及び届出が必要となる場合は、併せて消防計画作成届出が必要となります。また、防火管理者が変更となった場合にも、新たな防火管理者が作成した消防計画の届出が必要となります。

※1 防火管理講習について

1. 詳しくは、横浜市のウェブサイトから「防火・防災管理・自衛消防業務講習のご案内」（横浜市トップページ＞防災・救急＞消防＞講習・試験のご案内＞防火・防災管理・自衛消防業務講習のご案内＞防火管理講習／防災管理講習のご案内（新規講習））を御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/koushu-shiken/kousyu/kousyu01.html>

※2 収容人員（消防法施行規則第1条の3）

算定方法は、用途区分ごとに違います。令別表第1(6)項ロ及びハについては、「従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。」となっています。

また、令別表第1(15)項（その他の事業所）については、「従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。」となっています。

※3 (6)項ハが小規模であることなど、防火対象物（建築物）の主たる用途（共同住宅、事務所等）の従属とみなされる場合、防火対象物（建築物）全体の収容人員が50人以上のときに、防火管理者の選任及び消防計画の作成が必要になります。

皆様の施設や事業所がどの区分に該当するか、必要となる消防用設備等や防火管理者の選任の要否がわからない場合は、管轄の消防署にお問い合わせください。

3 火災予防に係る立入検査時に見受けられる不備事項について

消防法第4条で、「消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、…消防職員…にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って…検査させ…質問をさせることができる。…」と規定されています。消防職員が立入検査で皆様の事業所へお伺いすることがあるかと思えます。その際は、建築物の状況のほか、防火管理者選任（解任）届出、消防計画作成（変更）届出、消防用設備等点検結果（不備事項の改修状況を含む。）及び消防訓練その他の必要な事項を確認させていただきますので、御協力をお願いします。

立入検査時によく見受けられる不備事項は次のとおりです。皆様の事業所の状況を確認する際の参考にしてください。

(1) 防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画作成（変更）届出書の未届

2(3)に記載したとおりです。消防計画の内容に変更が生じた場合には、届出が必要となります。

防火管理者の責務は、消防計画に基づき、「消火、通報及び避難の訓練の実施」、「消防用設備等の点検及び整備」、「火気の使用又は取扱いに関する監督」、「避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理」、その他防火管理上必要な業務を行うこととされています。消防計画の作成例は、防火管理講習テキスト又は横浜市のウェブサイトから「届出様式ダウンロード」（横浜市トップページ＞防災・救急＞消防＞届出様式ダウンロード）を御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/download.html>)

(2) 消防訓練の未実施

消防訓練には、消火・通報・避難の訓練があります。消防計画に基づき実施するとともに、消火及び避難の訓練は、年2回以上実施し、その旨を実施前に消防署へ、施設名、日時、実施内容、実施人数等とともに連絡する必要があります。訓練の実施方法など詳しくは管轄の消防署にお問い合わせください。

また、「119番通報要領」、「非常放送設備放送要領」、「火災通報装置の概要」及び訓練の計画や通報連絡、反省・振り返りに活用できる「消防訓練実施シート」を添付していますので参考にしてください。（資料①）

「消防訓練実施シート」は、横浜市のウェブサイトから「消防訓練を実施していますか？」（横浜市トップページ>防災・救急>消防>火災予防ともしもの備え>火災を防ぐには>消防訓練を実施していますか？ 訓練を事前に連絡していますか？）を御確認ください。

このほか、オンライン上の動画等で学べる「よこはま防災e-パーク」を活用した「オンライン消防訓練」の実施も可能ですので、参考にしてください。（資料②）

https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/kasaisonae/fusegu/syouboukunren_sheet.html)

なお、実際に119番通報を行う訓練及び火災通報装置を使用して119番通報を行う訓練は、消防職員の立合いが必要となります。

※ 火災通報装置について、NTT東日本及びNTT西日本が提供する固定電話サービスがIP網へ移行したことに伴い、一部の火災通報装置において、今後、消防機関からの折り返しの連絡が正常に受けられなくなる事象（以下「本事象」という。）が発生することが判明しています。（資料③）

本事象の発生により、施設関係者が消防機関からの折り返しの連絡に出ない場合には、火災と判断し、複数の消防車等が出場することとなります。

消防局では、立入検査、消防訓練立会等の機会を捉えて、本事象の内容の周知、実態把握等を行っています。

(3) 避難上必要な施設等の維持管理

廊下、階段、避難口、防火戸などは、避難上重要な施設です。避難の支障となる物件や、防火戸の閉鎖障害となる物件を置かないようにしてください。



避難口及び防火戸前に物件が置かれている様子



階段に物件が置かれている様子

(4) 防災物品の未使用

社会福祉施設等では、カーテン、じゅうたんなどは、防災性能を有するものを使用する必要があります。かつ、その旨の表示が必要となります。

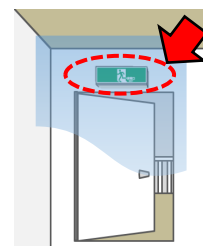
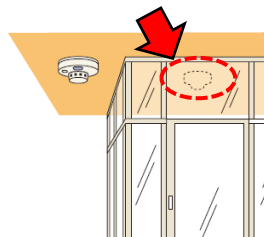
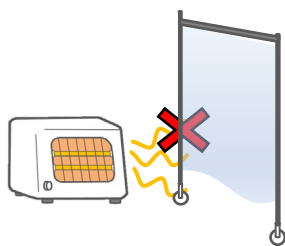


防災性能を有するものである旨の表示例

※ 新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を防ぐために塩化ビニル素材などの「ビニールシート」を設置する場合、防災性能を有しないものは、その特性上、火気などの接触等により短時間で燃え上がる危険がありますので、下げ丈1メートル未満のものを使用してください。また、下げ丈1メートル以上となるものは、防災性能を有するものを使用するとともに、ちゅう房や火気を使用する部分等の火災発生危険のある場所で使用するものは、長さにかかわらず防災性能を有するものを使用するようにしてください。

設置する際には、以下の事項に注意をしてください。

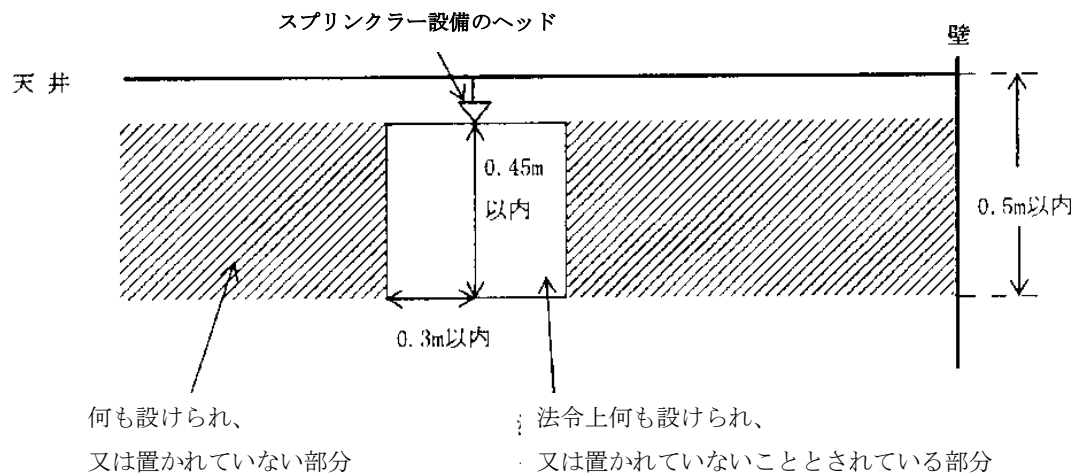
- ア 火気使用器具等、コンセント又は発熱する照明器具付近を避けてください。
- イ 自動火災報知設備の感知器の作動の支障や、スプリンクラー設備の散水障害とならないようにしてください。
- ウ 誘導灯又は誘導標識その他主要な避難口の視認障害又は避難障害とならないようにしてください。



(5) スプリンクラー設備のヘッドの散水障害等

スプリンクラー設備のヘッド（以下「ヘッド」という。）は、一般的に一定の温度に達すると、ヘッドの軸心を中心に水を円状に均一に分散します。そのため、ヘッドの近くに物があると、うまく散水できません。少なくとも、ヘッドの下方45センチメートル及び周囲半径30センチメートルの部分には、物を置かないようにしてください。

また、間仕切りやつい立などを設置することで、新たにヘッドが必要となる場合があります。間仕切りやつい立などを設置する際には必ず管轄の消防署へ御相談ください。



(6) 自動火災報知設備の感知器の未設置

(5)と同様に、間仕切りやつい立などを設置することで、新たに感知器の設置が必要となる場合があります。

(7) 消防用設備等の点検未実施・未報告及び不備事項未改修

消防用設備等の点検は、6か月ごとに実施し、1年に1回管轄の消防署長へ届け出てください。消防用設備等は、万が一火災が発生したときに、被害を最小限に抑えるための設備です。点検で不備事項が判明した場合は、早期に改修してください。（資料④）

点検と届出の周期例

実施年	2024		2025		2026		2027		(以下同様)	
実施月	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
機器点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合点検		○		○		○		○		○
点検結果報告		○		○		○		○		○

ア 機器点検：6か月ごとに実施します。

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認します。

(ア) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動

(イ) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

(ウ) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
イ 総合点検：1年ごとに実施します。

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認します。

※ 消防用設備等に附置される非常電源（ガスタービンを原動力とする自家発電設備以外の自家発電設備に限る。）については、原則、総合点検時に負荷運転又は内部観察等が必要となります。詳しくは、添付資料の「自家発電設備の点検方法が改正されました。」を御確認ください。（資料⑤）

4 旧規格消火器の交換について

平成22年12月22日の消火器の規格省令改正に伴い、消防法令に基づいて設置されている旧規格消火器は、令和4年1月1日以後、設置することができません。次の左で示す「適応火災マーク」が表示されている消火器が旧規格のものです。皆様の施設や事業所に、旧規格の消火器が設置されている場合は、すぐに交換するようお願いします。（資料④）



表示マークのほかの目安として、製造年が2012年以降のものは新規格の消火器となります。

なお、消火器には住宅用消火器という種類がありますが、消防法令等に基づき設置が必要となる事業所等に、住宅用消火器を設置することは認められませんので、購入する際にはお気を付けください。

※ 横浜市のウェブサイトから詳細を確認することができます。（横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>消防・救急>防火管理>建物の防火管理などに関すること>消火器の規格・点検基準が改正されました）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/syoutakikiyun.html>

5 防火対象物使用開始届出等（横浜市火災予防条例第73条）

「令別表第1（(19)項及び(20)項を除く。）に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始日の7日前までに、当該防火対象物の所在地、用途、収容人員その他消防上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。」とされています。

一般住宅（戸建て住宅）や共同住宅（マンション等を含む。）の全体や一部を使用して事業を行う場合も例外ではありません。必ず管轄の消防署と事前協議を行い、必要な消防用設備等の確認を行うとともに、使用開始の届出を行い、使用開始検査を受けていただきますよう、よろしくお願ひします。（資料⑥）

6 違反公表制度（横浜市火災予防条例第72条の6）

重大な消防法令違反のある建物を横浜市ウェブサイトで公表する制度です。市民の皆さんが、建物の火災予防上の危険性を事前に確認できるので、万が一の火災被害に巻き込まれるリスクを回避できます。

(1) 公表の対象となる消防法令違反

火災の早期発見に有効な自動火災報知設備、初期消火に大きな役割が期待される屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置義務がある建物で、

- ⇒ これらの消防用設備等が設置されていないもの
- ⇒ 設置されていても管理の状況が悪く、使用できないもの

(2) 公表の手続

立入検査を実施し、(1)の消防法令違反を建物関係者に通知した日から、14日経過後に引き続き違反が継続している場合に、横浜市ウェブサイトで公表します。

近年、無断で増床、増築、改築等を行ってしまい、新たに消防用設備等の設置が必要となるケースが増えています。また、間仕切り変更等により消防用設備等の改修が必要な場合もあります。必ず事前に管轄の消防署へ図面等を持参し相談してください。

7 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

アルコールは、「火気に近づけると引火しやすい」、「アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい」という特徴があります。（資料⑦）火災予防上の一般的な注意事項は、以下のとおりです。

- (1) 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。
- (2) 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないように注意しましょう。また、詰め替えた容器に「消毒用アルコール」や「火気厳禁」などの注意事項を記載してください。
- (3) 消毒用アルコールに容器を設置・保管する場合は、直射日光があたる場所や高温となる場所は避けましょう。
- (4) 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりしないように気をつけてください。

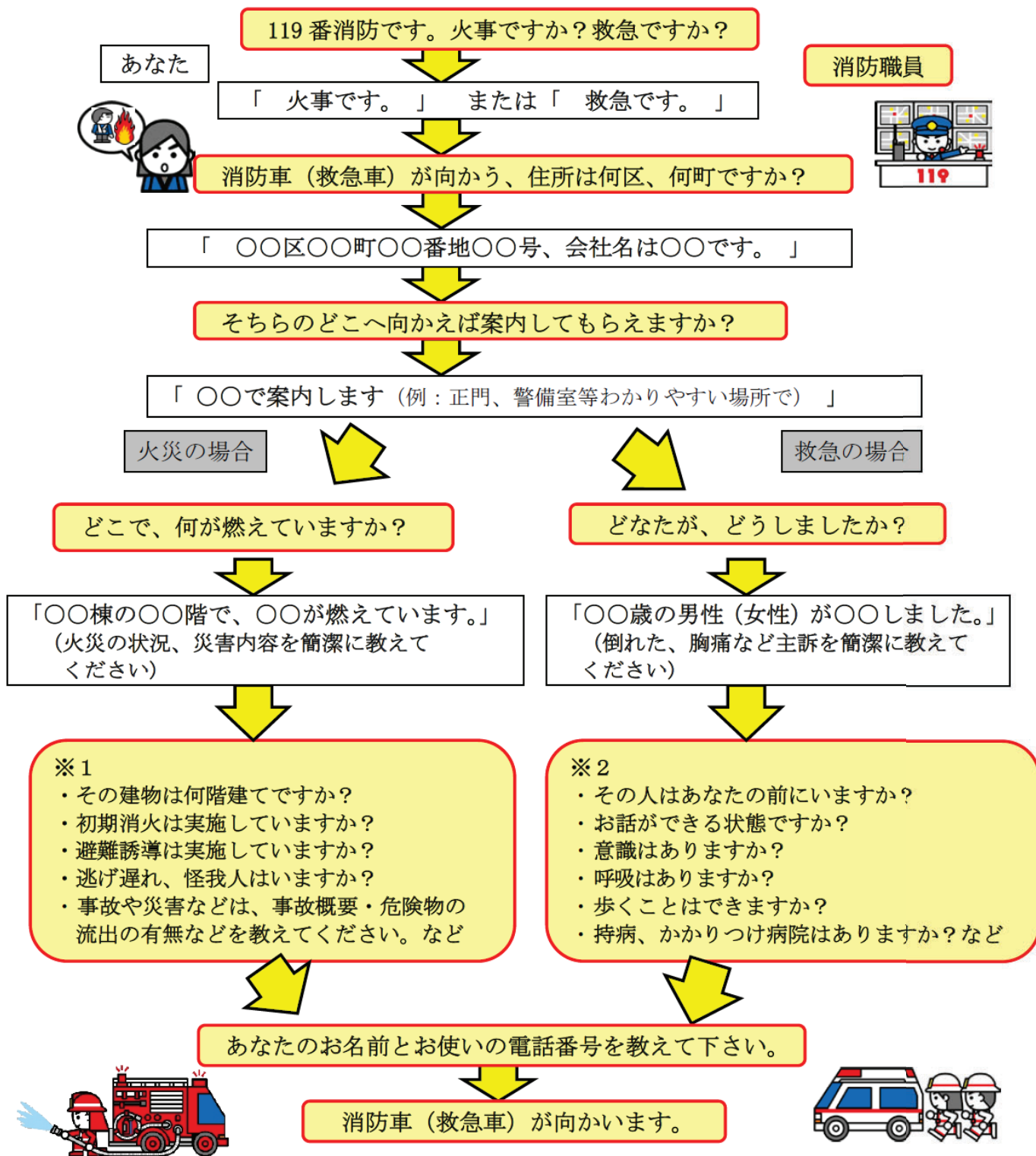
(5) 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコール噴霧を行うことは避けましょう。

また、アルコールは消防法上の『危険物』に該当する場合があります、80リットル以上400リットル未満を貯蔵・取扱いをする際は、横浜市火災予防条例における位置、構造及び設備の基準に適合させるとともに、消防署への届出（400リットル以上は、市長の許可）が必要となります。80リットル以上のアルコールを貯蔵・取扱いをする際は、管轄の消防署に御相談ください。

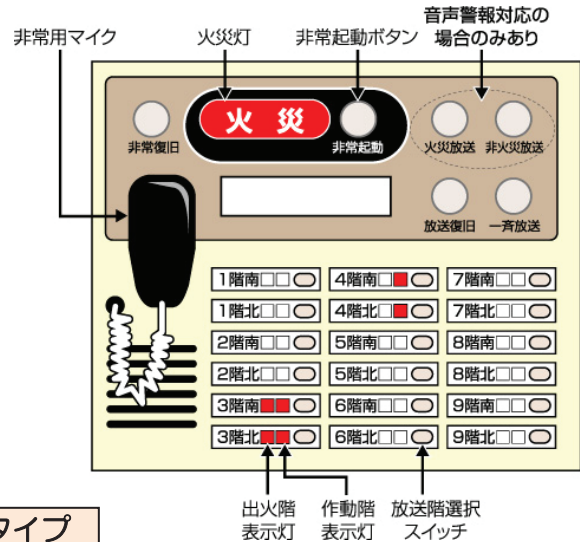
消防訓練に関する参考資料

◆119番通報要領

お願い：通報の際には、ゆっくり落ち着いて、はっきりと質問にお答え下さい。



◆非常放送設備放送要領



音声警報対応で自動火災報知設備と連動しているタイプ

①感知器作動（自動火災報知設備の感知器の発報放送が流れます。）

『シグナル音（パポパポパポ）ただいま、〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。』（女性声）

②火災放送が流れる（次のいずれかの動作による）

- 火災放送スイッチまたは非常起動スイッチを押した場合
- 最初に作動した感知器以外の感知器が作動した場合
- 「感知器発報放送」が流れてから一定時間（2～5分）が経過した場合
- 発信機の押しボタンを押した場合

『シグナル音（パポパポパポ）火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。』（男性声）スイープ音（フィッ、フィッ、フィッ）

③活動指示の放送をする（火災放送が流れたあと）

非常用マイクで「火災状況」「避難指示」「禁止事項（エレベーターを使用しない等）」「自衛消防隊の活動指示」等を行います。

音声警報対応で自動火災報知設備と連動していないタイプ

①感知器作動

②非常放送設備を起動する

起動スイッチ又は火災放送スイッチを押す。

③放送する階を選択する（あらかじめ録音されていたもの）

放送階選択スイッチを押す。（全館放送する場合は「一斉放送」スイッチ）

『シグナル音（パポパポパポ）火事です。火事です。火災が発生しました。落ち着いて避難してください。』（男性声）スイープ音（フィッ、フィッ、フィッ）

④活動指示の放送をする（火災放送が流れたあと）

非常用マイクで「火災発生場所」「火災状況」「避難指示」「禁止事項（エレベーターを使用しない等）」「自衛消防隊の活動指示」等を行います。

音声警報に対応していないタイプ

①感知器作動（自動火災報知設備と連動している場合は、火災灯が点灯し、サイレンが鳴ります。）

非常起動スイッチを押します。

②自動火災報知設備の主音響停止する

自動火災報知設備の主音響停止スイッチを押します。

③現場確認中の放送を流す（全館放送する場合は「一斉放送」スイッチ）

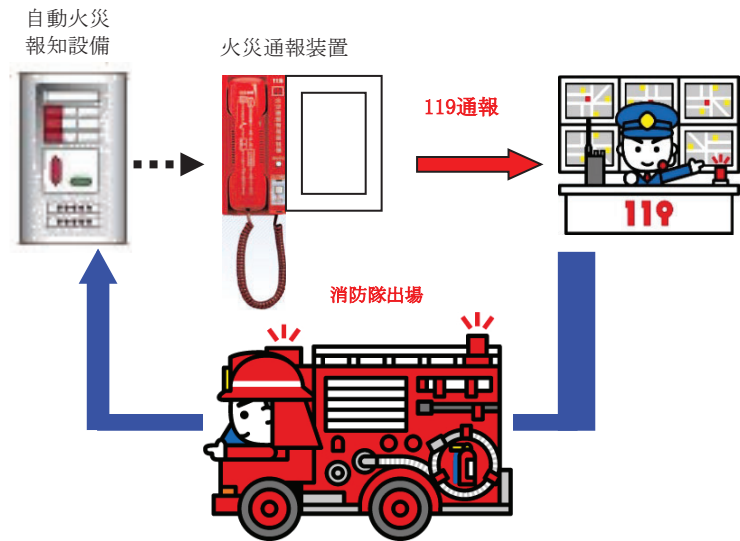
一部の階に放送する場合は放送階選択スイッチで必要な階を選択し、マイクで放送します。

④火災放送を流す

火災発生を確認すれば、初期消火及び避難誘導等の実施を自衛消防隊へ指示するとともに、在館者への火災状況の連絡を非常放送で行います。

『放送内容（例）ただいま、〇階〇〇で火災が発生しました。従業員の指示に従い避難してください。避難の際は、エスカレーターやエレベーターは使用しないでください。自衛消防隊の消火班は、直ちに消火活動を開始してください。避難誘導班は避難誘導を行ってください。』

◆火災通報装置の概要



音声メッセージ

<自動火災報知設備と連動起動の場合>

①強化対象物のメッセージ (例)

「ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。」「強化対象 老人福祉施設」「保土ケ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○園」「分かりましたら逆信願います。(逆信してください。)」

②一般対象物メッセージ (例)

「ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。」「保土ケ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○銀行」「分かりましたら逆信願います。(逆信してください。)」

<手動起動の場合>

①強化対象物のメッセージ (例)

「ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。」「強化対象 老人福祉施設」「保土ケ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○園」「分かりましたら逆信願います。(逆信してください。)」

②一般対象物メッセージ (例)

「ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。」「保土ケ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○銀行」「分かりましたら逆信願います。(逆信してください。)」

通報及び消防隊出場

<自火報連動起動の場合>

①自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置に信号が入り自動的に登録された通報メッセージにより119番に通報します。

②消防隊1隊が確認のため、通報場所に出場します。

③119番センターより呼び返しがされます。関係者が火災通報装置の受話器により、状況を応答します。(詳細を確認している場合は、「確認中」と応答してください。)

④呼び返しに応答がない場合、火災対応中と判断し、消防隊が増強出場されます。増強出場となった場合、多くの消防隊が出場することになりますので、誤発報などの場合には、必ず応答してください。

<手動起動の場合>

①火災通報ボタンを押下することにより、自動的に119番通報します。

②119番には、あらかじめ登録された通報メッセージが通報されます。

③対象物に適合した火災出場の消防隊等が通報場所に出場します。

④119番センターより呼び返しがされます。関係者が火災通報装置の受話器により、(応答できる場合のみ)状況を応答します。

年 月 日

横浜市

消防署長

消防訓練実施シート（事前通報・結果記録用）

次により消防訓練を実施します。

事業所・建物名	
担当者氏名・電話番号	(- -)

実施予定日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
建物住所	区
訓練参加事業所・テナント名	
参加予定人数	人 ※なるべく多くの関係者が参加するよう努めてください。
訓練種別 (複数可)	<input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 総合訓練 ※通報、消火、避難を同時に行う訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()
災害想定 (複数可)	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
訓練内容	
消防職員の立会希望	<input type="checkbox"/> なし (自主訓練) ※消防職員の立会は義務ではありません。 <input type="checkbox"/> あり

次のとおり訓練を実施しました。(訓練実施後記入してください。)	
実施日時	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ()
参加人数	人
訓練種別・内容	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ()
振り廻り・詳細	
消防計画の修正	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ()

※以下の項目は消防職員が記入します。※

受付欄	経過	担当	チェック欄
			<input type="checkbox"/> 同意事項の説明 <input type="checkbox"/> 資機材0A予約 <input type="checkbox"/> スケジュール入力 <input type="checkbox"/> 消防業務支援システム入力

消防訓練を実施していますか？

訓練を事前に連絡していますか？



通 報

119番!!

- 火災か、救急か
- 現場の所在地
- 建物の名称
- 火災の状況



消 火



避 難



もしも火災が起きたとき、あなたはすぐに行動を起こせますか？

どんな建物でも火災が起きる可能性があります。

いざというとき、速やかに行動を起こせるよう、通報、消火、避難の訓練を実施しましょう。

消防訓練実施の義務

- 防火管理者の選任が必要な規模の建物(防火対象物)では、消防訓練(通報・消火・避難の訓練)を定期的実施する義務があります。
- また、飲食店や物販店など不特定多数の者が出入りする建物は、年2回以上訓練を実施する義務と、訓練を事前に連絡する義務があります。

事前連絡の方法について

- 事前連絡についてはよこはま防災e-パーク又は、各区の消防署で受付けています。

※詳しくは裏面「消防訓練の進め方」をご覧ください。

消防訓練の進め方

①事前連絡

よこはま防災e-パークでの受付
(オンラインによる受付)

「よこはま防災e-パーク」トップ画面



※「事業所コース」の「消防訓練」から事前連絡

各区消防署での受付

電話受付 

窓口受付 

ファックス受付 

郵送受付 

※詳細は「お問い合わせ一覧」から
各区消防署にお問い合わせください。

②訓練実施

事業所の実状に応じた訓練を実施します。

「よこはま防災e-パーク」では、オンライン消防訓練※等に活用
できる動画を掲載しています。

訓練実施後は、訓練の反省や振り返りを行って、防火管理体制を
見直しましょう。

※動画などを活用し、集まらなくても実施できる消防訓練です。



注意：消防署に訓練の立ち会いや指導を依頼する場合は、事前に御相談ください。
(直前の御相談では対応できない場合があります。余裕をもって御相談ください。)

よこはま防災 e-パーク

動画やミニテストなどのデジタル教材で防災を学ぶことができる

「よこはま防災e-パーク」では、事業所の防災訓練を幅広くサポートしています。

是非、ご活用ください。

よこはま防災 e-パーク



お問い合わせ一覧

受付場所	電話	受付場所	電話	受付場所	電話
鶴見消防署	045-503-0119	保土ヶ谷消防署	045-342-0119	青葉消防署	045-974-0119
神奈川消防署	045-316-0119	旭消防署	045-951-0119	都筑消防署	045-945-0119
西消防署	045-313-0119	磯子消防署	045-753-0119	戸塚消防署	045-881-0119
中消防署	045-251-0119	金沢消防署	045-781-0119	栄消防署	045-892-0119
南消防署	045-253-0119	港北消防署	045-546-0119	泉消防署	045-801-0119
港南消防署	045-844-0119	緑消防署	045-932-0119	瀬谷消防署	045-362-0119



火災通報装置をご利用されている事業者さまへ

重要なお知らせ



ご利用の火災通報装置^{※1}（以下、通報装置）について、各地域の消防本部における指令台の接続回線の変更時期^{※2}以降、または、固定電話のIP網移行等の時期（2024年1月）以降、以下01～03すべての条件に該当する場合、消防機関からの折り返しの連絡を専用電話機で正常に受けられなくなる場合がございます。なお、通報装置から消防機関への通報は可能です。

※1: 病院、介護施設などに法令で設置が義務付けられており、固定電話回線に接続して消防機関へ蓄積音声情報により火災を通報するとともに、通話を行うことができる装置。

※2: 消防本部によって、指令台の接続回線の変更時期は異なります。

01～03すべての条件に該当する場合、以下の事象が発生する場合がございます。

01

NTT固定電話
（加入電話）回線に
通報装置を接続

02

通報装置を接続している
01の固定電話に
ナンバーディスプレイ、
ダイヤルインサービスの
いずれか、または両方を契約

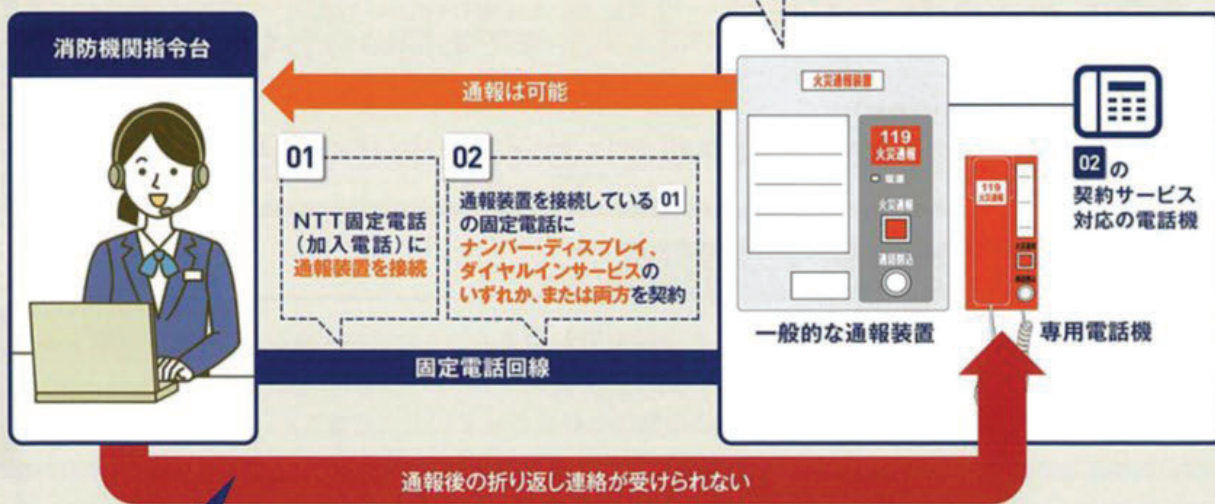
03

通報装置が特定の
型式^{※3}に該当



※3: 総務省消防庁のホームページ[<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/landline.html>]から、通報装置メーカー等のホームページへアクセスできます。

代表的な事象



通報装置の通報ボタン押下により、消防機関への通報は問題なく完了。その後、消防機関からの折り返し連絡が入り通報装置の専用電話機が鳴動するが、鳴動後すぐに受話器を取ると通話ができない。

動画での
ご確認は
こちら^{※4}



※4: 動画再生用のホームページ[<https://www.ntt-east.co.jp/eastgallery/universal/>]をご参照ください（2020年2月上旬掲載予定）。

本事象を解消するための対応方法は裏面をご確認ください。➡



本事象を解消するためには、
以下の対応方法のいずれかを
実施いただきますようお願いいたします。

対応方法(いずれか実施)	連絡先	注意事項
ナンバー・ディスプレイ、ダイヤルインサービスを解約する。	▶ 下記に記載の「NTT東日本お問い合わせセンター」にお問い合わせください。	▶ 解約手続きは無料。 電話機等の設定変更が必要となる場合があります。
通報装置を別の加入電話回線(ナンバー・ディスプレイ、ダイヤルインサービス契約なし)へ付け替える。	▶ 通報装置の保守業者さま	▶ 付け替え工事費は通報装置利用者さま負担となります。
通報装置を対応機種に替える。 [※]	▶ 通報装置の販売店さま	▶ 購入費用等は通報装置利用者さま負担となります。

※PB信号方式のダイヤルインサービスご利用の場合を除く。

お問い合わせ先

[本事象の内容、ご利用の回線に関するお問い合わせ]

NTT東日本お問い合わせセンター



0120-688-130

受付時間:午前9時~午後5時(12/29~1/3を除きます)
までお問い合わせください。

[通報装置に関するお問い合わせ]

通報装置の製造元または保守業者にお問い合わせください。

対応方法等の電話確認について

- NTT東日本では、本お知らせをお送りした通報装置利用者の皆さまにお電話し、本事象が発生する可能性の有無、および発生する可能性がある場合の対応方法等を確認させていただきます。
- 確認させていただいた内容は管轄の消防機関にも共有させていただきます。



ご注意ください。

今回のお知らせは、
住宅用火災警報器とは
関係ございません。



～横浜市消防局からのお知らせ～

横浜市消防局と横浜市防災機器販売協同組合は、
公民連携により、消防用設備等の適正管理等に係る
注意喚起等に取り組んでいます。

建物に関する皆さま… 消防用設備等の点検・報告してますか？

消防法令で設置義務のある消防用設備等の定期的な点検は、所有者・管理者・占有者の義務です。

点検・報告を定期に実施していないと、
消防用設備等点検義務（消防法第17条の3の3）の違反になります。

※ 点検報告義務違反は、30万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。

- 点検を実施していないと、いざという時に使えない可能性があります。

【消防用設備の例】

消火器



誘導灯



自動火災報知設備



屋内消火栓設備



- 使えないだけでなく、死亡事故につながることもあります。

【サビなどで腐食や劣化している消火器の例】



絶対に使わずにすぐに交換！

- 6か月ごとに点検を実施し、
1年又は3年ごとに管轄の消防署に報告が必要です。



詳しくは



注) 建物の用途や規模により、資格を有する者
(消防設備士又は消防設備点検資格者) しか点検ができない場合があります。

令和3年12月31日までに、新規格の消火器に！

注) 消防法令に基づき設置されたもの以外の消火器（専用住宅に設置されたもの等）については該当しません



新しい表示



3個の丸印が絵で表示されている
消火器に交換してください！

もし、交換していないと

消防用設備等の設置及び維持義務（消防法第17条第1項）

の違反になります。



詳しくは



建物利用者の**安全・安心**のためにも、
消防用設備等の適正な維持管理にご協力ください。

裏面もご確認ください



ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

横浜市の消防署は
こちらです。



自家発電設備の点検方法が 改正されました。

改正前の 問題点

負荷運転実施の際、**商用電源を停電**させなければ
実負荷による点検ができない場合がある。
また、屋上や地階など自家発電設備が
設置されている場所によっては
擬似負荷装置の配置が困難となり、
装置を利用した点検ができない場合がある。



これらの問題を解消するために、
従来の点検方法のあり方を科学的に検証し、
改正を行いました。

改正の
ポイントは
大きく **4**つ



※平成30年6月1日施行

1 負荷運転に代えて行うことができる 点検方法として、**内部観察等***を追加

総合点検における運転性能の確認方法は

以前 負荷運転のみ

改正 負荷運転または内部観察等*

内部観察等の点検は、負荷運転により確認している不具合を負荷
運転と同水準以上で確認でき、また、排気系統等に蓄積した未燃
燃料等も負荷運転と同水準以上で除去可能であることが、検証
データ等から確認できました。※裏面参照

2 負荷運転及び内部観察等の 点検周期を6年に1回に延長

負荷運転の実施周期は

以前 1年に1回

改正 運転性能の維持に係る
予防的な保全策*が
講じられている場合は6年に1回

負荷運転により確認している不具合を発生する部品の推奨交換年数
が6年以上であること、また、経年劣化しやすい部品等について適切に
交換等している状態であれば、無負荷運転を6年間行った場合でも、運
転性能に支障となるような未燃燃料等の蓄積は見られないことが検証
データ等から確認できました。※裏面参照

3 原動機にガスタービンを用いる 自家発電設備の**負荷運転は不要**

負荷運転が必要な自家発電設備は

以前 すべての自家発電設備に負荷運転が必要

改正 原動機にガスタービンを用いる
自家発電設備の負荷運転は不要

原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の無負荷運転は、
ディーゼルエンジンを用いるものの負荷運転と機械的及び熱的負
荷に差が見られず、排気系統等における未燃燃料の蓄積等もほとん
ど発生しないことが、燃料消費量のデータ等から確認できました。

4 換気性能点検は負荷運転時ではなく、 無負荷運転時等に実施するように変更

換気性能の点検は

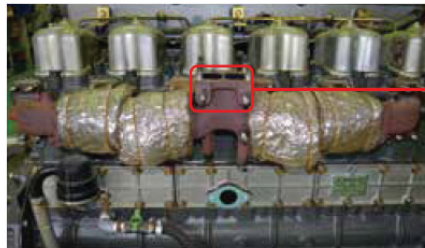
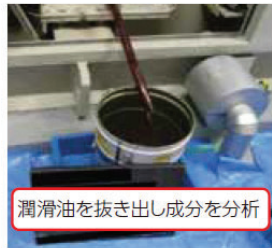
以前 負荷運転時に実施

改正 無負荷運転時に実施

換気性能の確認は、負荷運転時における温度により確認するとされてい
ましたが、室内温度の上昇は軽微で、外気温に大きく依存するため、温
度による確認よりも、無負荷運転時における自然換気口や機械換気装
置の確認の方が必要であることが、検証データ等から確認できました。

内部観察等とは？ ◎以下の項目を確認することをいいます。

- ① 過給器コンプレッサ翼及びタービン翼並びに排気管等の内部観察
- ② 燃料噴射弁等の動作確認
- ③ シリンダ摺動面の内部観察
- ④ 潤滑油の成分分析
- ⑤ 冷却水の成分分析



過給機を取り外し、排気管内部の未燃燃料や燃焼残渣物の異常な堆積有無を目視点検

予防的な保全策とは？ ◎不具合を予防する保全策として以下のような確認交換等を行うことをいいます。

- ① 予熱栓、点火栓、冷却水ヒーター、潤滑油プライミングポンプがそれぞれ設けられている場合は**1年ごとに確認が必要です**。
- ② 潤滑油、冷却水、燃料フィルター、潤滑油フィルター、ファン駆動用Vベルト、冷却水用等のゴムホース、パーツごとに用いられるシール材、始動用の蓄電池等については**メーカーが指定する推奨交換年内に交換が必要です**。

予防的な保全策を講じている場合の負荷運転または内部観察等の実施期間シミュレーション



※2017年6月以降に製造されたもの又は負荷運転を実施したもののシミュレーションです。ただし、それ以前に製造されたもの又は負荷運転を実施したものにあっても、定期的に予防的な保全策が講じられていたことが確認できるものに限り、同様に取り扱うことができます。

自家発電設備の点検基準 (昭和50年10月16日消防庁告示第14号(別表第24及び別記様式第24))

機器点検

半年に
1回

- ① 設置状況
- ② 表示
- ③ 自家発電装置
- ④ 始動装置
- ⑤ 制御装置
- ⑥ 保護装置
- ⑦ 計器類
- ⑧ 燃料容器等
- ⑨ 冷却水タンク
- ⑩ 排気筒
- ⑪ 配管
- ⑫ 結線接続
- ⑬ 接地
- ⑭ 始動性能
- ⑮ 運転性能
- ⑯ 停止性能
- ⑰ 耐震措置
- ⑱ 予備品等

総合点検

1年に
1回

- ① 接地抵抗
- ② 絶縁抵抗
- ③ 自家発電装置の接続部
- ④ 始動装置
- ⑤ 保護装置
- ⑥ 負荷運転または内部観察等
- ⑦ 切替性能



- 自家発電設備の点検は改正された項目以外にも、上記の項目を実施する必要があります。
- 自家発電設備の点検及び整備は必要な知識及び技能を有する者が実施することが適当です。
- 点検基準の詳細については [QRコードからアクセスしてください。](#)



事業所を開設・改装する際 消防署に相談はお済みですか？

事業所の開設又は改装を予定している場合、必要な消防用設備等や防火管理者の選任の有無、手続きなどについて、消防署で事前にご相談をお受けすることができます。

* 新築・改築・増築・テナント入替等を行う場合や消防用設備等の工事前・工事後は、消防法令等(※)により、**消防署に事前に届出**が必要です。

また、**消防検査を受ける**ことが必要となる場合があります。

※根拠法令 消防法第17条の3の2
横浜市火災予防条例第73条



横浜市消防局キャラクター
ハマくん

事前に
御相談
いただくと
...??



＜事例＞

事業所を開設するにあたり、消防署に相談に行きました。そこで、自動火災報知設備の設置が必要なことがわかり、**開設前に適切に対処することができました。**もしも開設後にわかったとしたら、工事期間中は業務に支障が出たかもしれません。御利用者の方々に御不便をかけるところでした。

また、防火管理者の選任が必要なこともわかり、事前に講習を受けることができ、**開設後の届出が遅滞なく行えました。**

事前に
消防署に
相談
しましょう!!

ご相談は、最寄の消防署へお願いします。

鶴見消防署 503-0119	神奈川消防署 316-0119	西消防署 313-0119
中消防署 251-0119	南消防署 253-0119	港南消防署 844-0119
保土ヶ谷消防署 342-0119	旭消防署 951-0119	磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119	港北消防署 546-0119	緑消防署 932-0119
青葉消防署 974-0119	都筑消防署 945-0119	戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119	泉消防署 801-0119	瀬谷消防署 362-0119

横浜市消防局指導課
電話 045-334-6408

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

